

参考資料編（人権課題「犯罪被害者やその家族」）

1 はじめに

被害者（家族・遺族を含む。以下同じ。）が抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。事件から数年が経過した後でも、事件のときの場面がいきなり頭に浮かんできたり、事件のことを思い出させるものには近づけなかったりするなど、長期にわたって精神的に苦しめられています。

また、犯罪の被害者は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

このような精神的被害や二次的被害を抱えながら、被害者は日常生活を送っています。被害者が再び平穏な生活を送れるようになるためには、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

（参考 「みんなの人権 人権ってなんだろう？」（令和元年度版）埼玉県県民生活部人権推進課発行）

2 人権課題「犯罪被害者やその家族」に関連する国内の法令等

平成 17 年 4 月	「犯罪被害者等基本法」が施行される。
12 月	「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定される。 ※毎年 1 1 月 2 5 日～1 2 月 1 日までの 1 週間は「犯罪被害者週間」と定められる。
平成 28 年 4 月	第 3 次「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定される。

（参考 令和元年度版「人権の擁護」法務省人権擁護局）

3 人権課題「犯罪被害者やその家族」に関連する埼玉県の取組

平成 30 年 3 月	「埼玉県犯罪被害者等支援条例」が施行される。 埼玉県犯罪被害者支援学生ボランティア「Aya（彩）」の発足
平成 31 年 3 月	「埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針」が策定される。

犯罪被害者支援学生ボランティア「Aya（彩）」


「力になりたい」あなたのその気持ちを求めています！


～犯罪被害に遭われた方々に再び彩りのある生活を取り戻してもらうために～
犯罪被害に遭われた方々は、生活から「色」を奪われたような辛い日常生活へと変化してしまいます。そこで、再び「彩（いろどり）」のある平穏な日常生活を取り戻すため、学生の若い力で犯罪被害者支援に向けて支援の輪を広げて欲しいという思いから、「Aya（彩）」と命名しました。

主な活動内容 埼玉県、埼玉県警察、（公社）埼玉犯罪被害者援助センターが行う各種イベント、キャンペーン等での犯罪被害者支援に関する広報啓発

参加資格 18歳以上で犯罪被害者支援に関心を持ち、次のいずれかに該当する方
●県内の大学又は専門学校に在学している方
●県内に居住する大学生又は専門学校生の方
※大学には大学院、短期大学を含みます。

お申込みはこちら

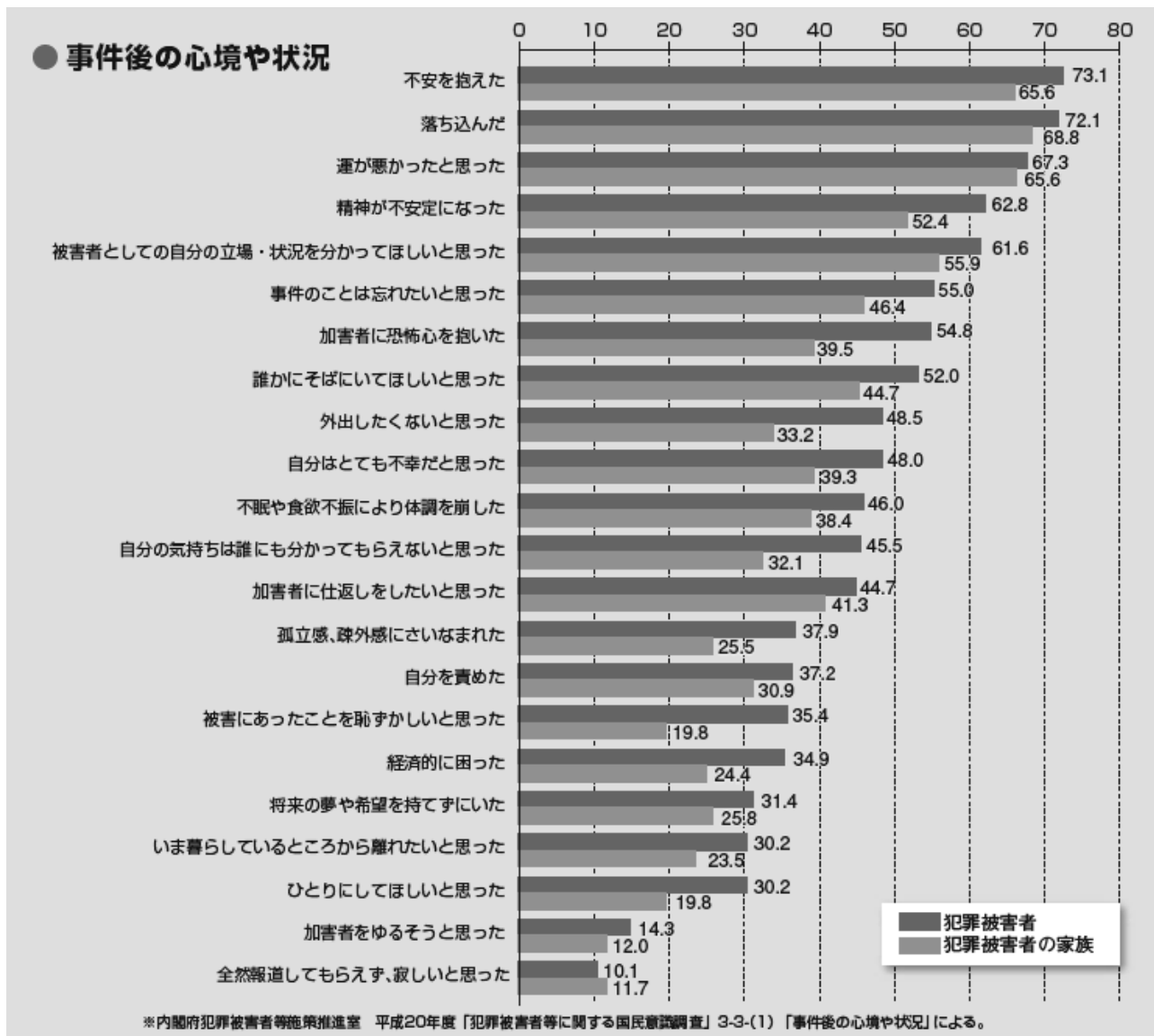




（参考 「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 案内パンフレット」
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課HP）

4 犯罪被害者等の現状

平成20年10月に内閣府が行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件後の心境や状況については、犯罪被害者やその家族の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの犯罪被害者やその家族が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。



(令和元年度版「警察による犯罪被害者支援」警視庁犯罪被害者支援室 より)

5 埼玉県犯罪被害者等支援条例の概要

「埼玉県犯罪被害者等支援条例」の概要について

背景

誰もががある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族(以下「犯罪被害者等」という。)になり得るおそれがあります。

犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応によって間接的にも苦しめられています。

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を予防することにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

そこで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的に、本条例は制定されました。

条例の概要

目的

- 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県や県民、事業者等の責務を明らかにする。
- 犯罪被害者等支援施策の基本となるべき事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図る。
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を図る。

基本理念

- **尊厳にふさわしい処遇の保障**
全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- **支援の適切な推進**
犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行われなければならない。
- **切れ目のない支援**
被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく支援が受けられるよう推進されなければならない。

責務

- 県**
犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施、市町村その他関係機関等との相互連携
- 県民**
犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解、二次的被害への配慮、支援に関する施策への協力
- 事業者**
犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解、二次的被害への配慮、犯罪被害者等支援に努める

指針の策定

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「犯罪被害者等支援に関する指針」を定める。

基本的な施策

- ①相談及び情報の提供
- ②心身に受けた影響からの回復
- ③日常生活の支援
- ④安全の確保
- ⑤居住の安定
- ⑥雇用の安定
- ⑦経済的な助成に関する情報提供等
- ⑧広報及び啓発
- ⑨人材の育成
- ⑩民間支援団体等による支援の推進

推進体制の整備等

- 犯罪被害者等ワンストップ支援体制の整備及び機能の充実
- 支援関係機関相互の連携強化
- 市町村の総合的対応窓口体制充実のための援助

(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課HP より)

6 犯罪被害者等を支えるサポート

(1) 二次的被害に気付くこと

犯罪被害者等は、不安や恐怖を感じていたり、犯罪の被害に遭ったことを恥じたり、自分を責めたりします。そうしたとき、時に大切な人を気遣うつもりの一言が、逆に相手を傷つけてしまうこともあります。

被害者の原因を被害者に向ける言葉や、強くなることを勧めること、被害者を忘れることを勧めることなどは、たとえ励ますつもりであっても、相手を苦しめることとなります。

これは単に言葉の問題というわけではありません。同情的な態度や、哀れむ態度は犯罪被害者等の自尊心を傷つけます。

犯罪被害者等の自尊感情を尊重し、寄り添い、支えることが回復の第一歩につながります。

(2) こんな言葉や支援が嬉しかったという声

- ・話を聞いて「大変でしたね。」とねぎらってくれた。
- ・「頑張りすぎないで、身体を大切にしてくださいね。」と体調を気遣ってくれた。
- ・自分の考えを受け入れ、尊重してくれた。
- ・何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれた。
- ・自分の思いを押し付けず、私たちの思いや話を否定せずに繰り返し聞いてくれた。

(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課HP より)

7 犯罪被害に関する主な相談窓口

(1) 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

さいたま市南区沼影 1-10-1 ラムザタワー 3階 (武蔵浦和合同庁舎)
 総合対応電話 048-862-0001 わんすとつぷ

(2) アイリスホットライン (性暴力等犯罪被害専用相談電話)

048-839-8341 やさしい ※専門の女性相談員が対応

(3) 主な関係機関

名称	支援の内容	連絡先・日時
さいたま地方検察庁 被害者等相談室	加害者の処分結果・公判期日・刑事裁判の結果等	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15 TEL/FAX 048-863-2298
埼玉弁護士会 犯罪被害者支援センター	法律相談(弁護士・無料)	水曜日(祝日・年末年始除く) 13:00～16:00 TEL 048-837-8760
日本司法支援センター (法テラス)	支援の経験や理解のある弁護士の紹介 無料法律相談や弁護士費用等の立替え	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 TEL 0570-079714 (PHS可) IP電話は 03-6745-5601
独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 埼玉支所	交通遺児等への生活資金貸付 交通事故で重度の後遺障害を負った人 に対する介護料の支給 交通遺児等友の会への参加	交通事故被害者ホットライン 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～15:00 TEL 0570-000738

(参考 「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 案内パンフレット」
 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課HP)